



富山森林組合 **だより**

TOYAMA FORESTRY COOPERATIVE

令和7(2025)年7月発行



「富山森林組合」名称変更式典を挙行

令和7年3月3日(月)富山市八尾町梅苑町 八尾林業総合センターにおいて名称変更式典を挙行了いたしました。

式典には、富山県農林水産部長の代理として山下農林水産部次長、また富山市からは横野富山市議会議長をはじめ、高柳富山市農林水産部長、系統からは富山県森林組合連合会須沼会長並びに各森林組合長など多くの来賓のご臨席を賜り、盛大に開催されました。

名称変更之际、看板は組合員でもある、藤井富山市長に筆を執っていただきました。(表紙写真)これまで以上に、地域林業の発展に貢献できる森林組合を目指してまいりますので、組合員の皆様の一層のご支援をお願いいたします。





ご挨拶

代表理事組合長

足谷 吉彦

組合だより発刊に際して、一言ご挨拶申し上げます。

組合員の皆様におかれましては、富山森林組合に対し日頃からご支援、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

昭和58年の設立以来40年以上にわたり、富山市、婦中町、八尾町、細入町、山田村の5つの地区の森林管理を担う協同組合として、地域の皆様に親しまれてきた「婦負森林組合」の名称を、今年度から「富山森林組合」に変更させていただくこととしました。3月3日には名称変更式典が行われ、多くの来賓のご臨席を賜り、改めて御礼申し上げたいと思います。

また、富山森林組合としての初めての総代会を

4月25日に開催しましたところ多くの総代の方々にご出席いただき、誠にありがとうございました。

「富山」の名称を使うことによりこれまで以上に地域密着、森林整備による地域への貢献に邁進したい考えです。

森林組合の事業は何と言いましても、県、市などの行政機関や林業関係機関と連携を通じ地域森林の適正な整備を行うことにより、地域の皆様の環境保全や、山林の持つ多面的な機能を発揮させることにあります。こうしたことに加え、森林資源の販売により、森林所有者の皆様はその対価をお支払いするという事業を行う事であります。

当組合では他の事業体に先駆けて、雇用形態の改善に取り組んできておりますが、今後はより一層の職場環境の改善により、新たな人材確保並びに育成といったことにも積極的に取り組み「信頼される森林組合」の事業運営に役職員一丸となり取組む所存でありますので、組合員の皆様のご支援、ご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

第42回

通常総代会開催

令和7年4月25日(金) 富山市八尾コミュニティセンターにおいて、第42回通常総代会を開催いたしました。

名称を「富山森林組合」に変更してから初めての通常総代会となり、富山県議会議員 宮本光明様を始め、富山市農林水産部部長、富山県農林水産部参事、富山県森林組合連合会 代表理事会長からのご祝辞を賜り、他に行政幹部職員の方々のご臨席を賜りました。

開催に際し、事務局より出席79名、書面議決書提出74名となり、定款第45条に定める定足数に達したため、本総代会の成立を報告し、開会を宣言しました。

足谷吉彦代表理事組合長は、挨拶で「富山森林組合」と名称を変更し、今後より一層、行政機関や林業関係機関と連携し、地域森林の適正な整備に取り組み、また、安定した担い手の確保に努め、

事業を継続していきたいと述べました。そのために、機械化の推進を進めたく、任意積立金を取り崩し、目的積立金とし機械の更新や、修繕の為に充てることを上程すると報告しました。また、定款の一部改正を上程しており、総代皆様の慎重審議をお願いしました。

議長は、旧細入地区総代 赤座久明さんが選任され、議事が進められました。

第1号議案 令和6年度事業報告・剰余金処分案の承認から、第10号議案 退任役員に対する退任慰労金の支払いについてまで、賛成多数により可決承認されました。

第11号議案から第13号議案は、定款の一部改正があり、特別決議事項のため、挙手による採決が行われ、3分の2以上の賛成を得て承認されました。

改正内容 ・推定相続人に関すること
・相続加入手続き日数の延長
・公告掲載のこと



富山森林組合第42回通常総代会提出議案

- 議案第1号 令和6年度事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の承認について
 議案第2号 令和7年度事業計画の承認について
 議案第3号 令和7年度借入金の最高限度額決定について
 議案第4号 一組合員に対する貸付最高限度額決定について
 議案第5号 令和7年度利用事業負担金の徴収時期及び方法について
 議案第6号 余裕金の預入先について
 議案第7号 令和7年度造林補助金事務取扱手数料の徴収について
 議案第8号 令和7年度受託事業取扱手数料の徴収について
 議案第9号 令和7年度理事及び監事の報酬額決定について
 議案第10号 退任役員に対する退任慰労金の支払いについて
 議案第11号 定款の一部改正について
 議案第12号 (付属書)森林組合役員選挙規程の一部改正について
 議案第13号 (付属書)森林組合総代選挙規程の一部改正について



〈令和6年度 決算報告〉

◆貸借対照表

(単位: 千円)

資 産 の 部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 ・ 預 金	333,934	買 掛 金	40
売 掛 金	9	未 払 金	18,847
未 収 金	79,763	未 払 法 人 税 等	5,170
棚 卸 資 産	1,297	未 払 消 費 税	7,985
前 払 費 用	1,285	前 受 金	0
雑 資 産	1,636	預 り 金	7,487
(流 動 資 産 計)	417,924	賞 与 引 当 金	4,136
建 物	19,858	(流 動 負 債 計)	43,665
建 物 付 属 設 備	4,558	長 期 借 入 金	11,440
構 築 物	1,417	リ ー ス 負 債	0
機 械 及 び 装 置	13,367	役員退任慰労金引当	980
車 両 運 搬 具	1,241	退 職 給 付 引 当 金	65,675
器 具 及 び 備 品	1,822	(固 定 負 債 計)	78,095
一 括 償 却 資 産	130	(負 債 合 計)	121,760
リ ー ス 資 産	243	出 資 金	86,362
土 地	98,504	法 定 準 備 金	112,283
水 道 施 設 利 用 権	0	任 意 積 立 金	243,086
ソ フ ト ウ ェ ア	2,132	施 設 整 備 積 立 金	10,000
電 話 加 入 権	223	当 期 剰 余 金	11,751
系 統 出 資 金	15,710	前 期 繰 越 剰 余 金	10,420
系 統 外 出 資 金	160	資 本 準 備 金	303
預 託 金	84	(純 資 産 計)	474,205
長 期 前 払 費 用	18,592	負 債 ・ 純 資 産 合 計	595,965
(固 定 資 産 計)	178,041		
資 産 合 計	595,965		

◇損益計算書

(単位: 千円)

部 門	科 目	金 額
指 導	収 益	14,124
	費 用	3,760
	利 益	10,364
販 売	収 益	62,013
	費 用	48,042
	利 益	13,971
森林整備	収 益	341,023
	費 用	216,718
	利 益	124,305
事業総利益計		148,640
人件費	人 件 費	96,227
	旅 費 交 通 費	1,322
	事 務 費	6,369
	業 務 費	6,176
	諸 税 負 担 金	4,851
	施 設 費	15,373
	雑 費	2,803
人件費計		133,121
事業利益		15,519
事業外利益		1,557
経常利益		17,076
特別利益		▲ 155
税引前当期純利益		16,921
法人税・住民税		5,170
当期剰余金		11,751
前期繰越剰余金		10,420
当期末処分剰余金		22,171

◆令和6年度 剰余金処分

(単位: 円)

当期末処分剰余金	22,170,850
任意積立金取崩額	50,000,000
法定準備金	2,400,000
目的積立金	
※1施設整備積立金	10,000,000
※2高性能林業機械等取崩	50,000,000
次期繰越剰余金	9,770,850

目的積立金について

※1 施設整備積立金

積 立 基 準	将来の施設の新設、更新、修繕費等に備える
積 立 目 標 額	100,000,000円

※2 高性能林業機械等取崩

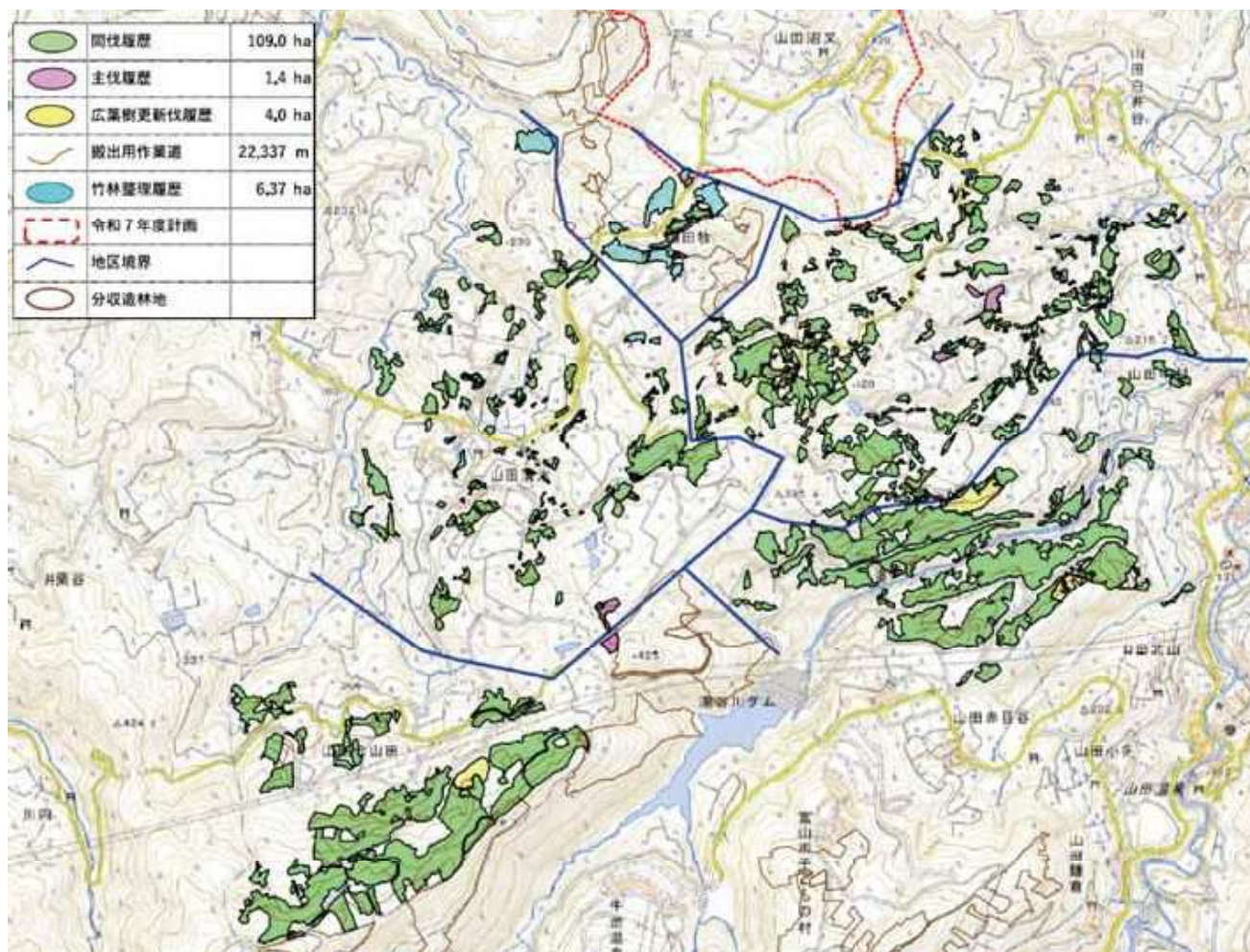
取 崩 基 準	高性能林業機械等の更新・修繕費
積 立 目 標 額	50,000,000円

あなたの森林を未来につなぐ

富山森林組合では、10年間で富山市山田地内4地区の集約化を行い、搬出間伐を実施しました。

最初に取り組んだ地区で、隣接する地区の山林も併せて整備させていただいたところ、その周りの地区からも好評を得て順々に拡大していき、現在まで100ha以上の間伐を実施しました。(図参照)

今年度も新たに隣接地区で搬出間伐などを行う計画となっており、その地区に最適な施業計画を提案し、組合員の皆様の森林を未来につなぐサポートをさせていただきます。



集約化施業 3つのメリット

I 手間なく、あなたの森林をプロが管理

- ・山林の状況把握から施業計画の立案、実際の作業まで、全て私たち森林組合にお任せいただけます。
- ・「どうすればいいかわからない」という悩みから解放され、安心して森林を健全な状態に保てます。

II コストを抑え、収益性も期待

- ・複数の森林をまとめて効率的に作業することで、重機や運搬費などのコストを削減できます。更に、各種補助金の活用により負担金の請求はありません。
- ・間伐材等の販売により、収入を得ることも可能です。

III 持続可能な森林経営と地域貢献

- ・適切な手入れが行き届いた森林は、CO2 吸収源として地球温暖化対策に貢献し、豊かな水を育むなど、私たちの生活環境を守る大切な役割を果たします。
- ・地域の森林が明るく健全になることで、野生獣類の出没を防ぎ、地域全体の農林業の活性化にもつながります。

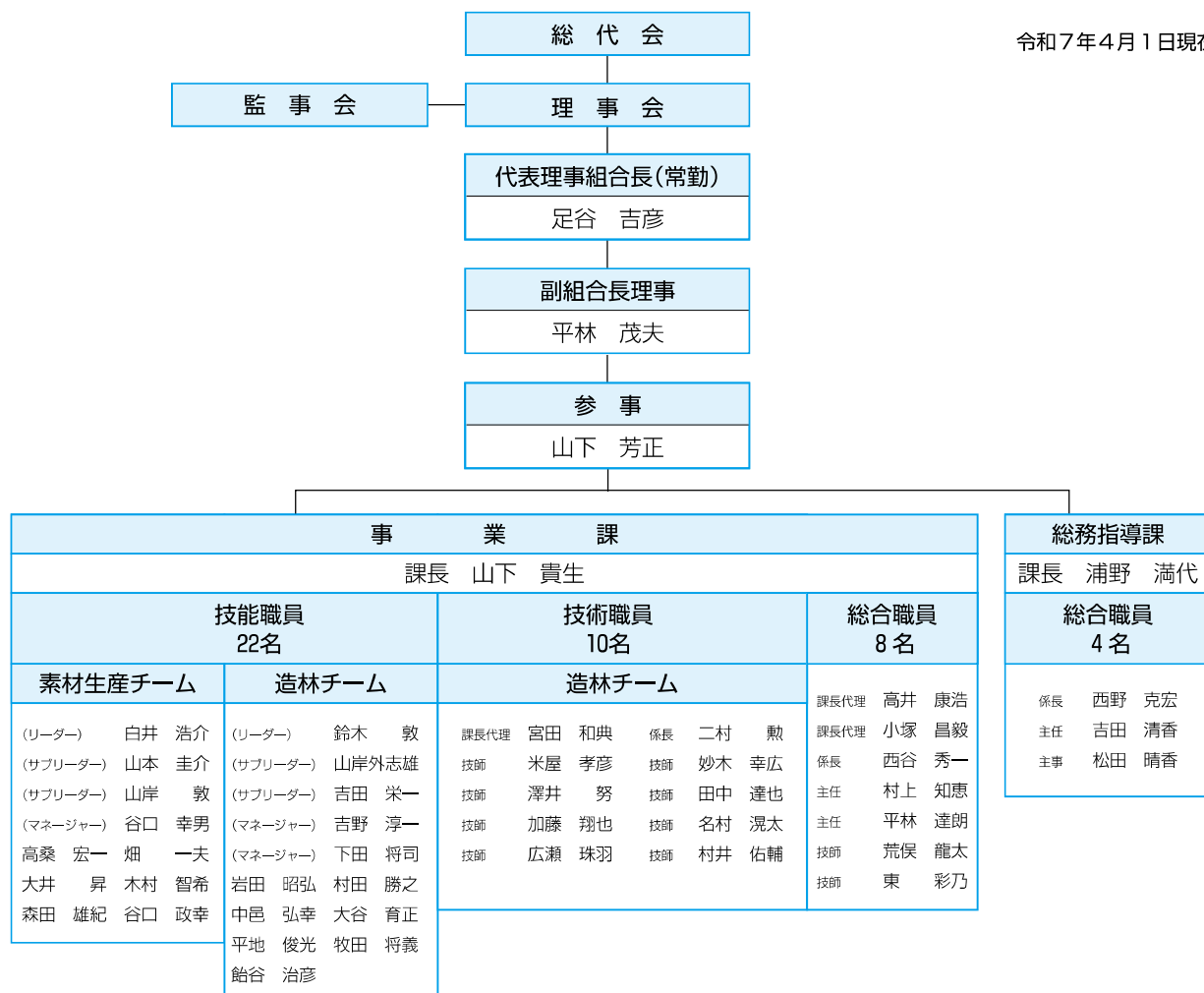
集約化施業に取り組みませんか

工種	着 工 前	完 成
間伐		
広葉樹更新伐		
作業道		
主伐		



令和7年度 組織・職務体制図

令和7年4月1日現在



富山森林組合ロゴマーク

今後、より一層皆様の身近な協同組合を目指し、富山森林組合ロゴマークを作成いたしました。



富山森林組合
TOYAMA FORESTRY COOPERATIVE

ロゴマークの意味

山から海につながる自然の豊かさを、海に映る山とグラデーションで表現しました。生命の源であり、浄化と再生のシンボルと言われる水の水面に反射する山はこれから育まれる木々たちや守っていく自然を映し出しています。

ホームページリニューアル

富山森林組合となり、ホームページもリニューアルしました。

皆様に、最新の情報をお伝えできるよう、日々の更新に努めますので、是非ご覧ください。

<https://toyama-shinrin.com>



HP

TOYAMA_SHINRIN
インスタグラム

電子輪尺を活用して毎木調査を効率化

主伐事業の拡大に取り組むため、毎木調査などの調査業務が増加しています。

毎木調査とは、材の形状や品質による売価を想定し、そこから搬出費や運搬費などの必要経費を差し引いて、山主様に買取価格を提案するため作成する根拠資料の為の調査です。しかし、作業工程が多く、限られた職員には負担となる作業でした。



スマホに入力されるデータ



輪尺でスギの直径を計測中

そこで、令和5年度に「電子輪尺」を一台購入しました。電子輪尺は、調査工程を簡略化し、操作も単純なものです。電子輪尺とスマホがセットになっており、結果が専用アプリに登録されます。評価を入力すれば現場で簡単にデータ化され、PCに移せばデータをすぐに利用することが出来ます。

電子輪尺を使うことにより、調査本数は倍近く可能となりました。また、PCに結果を入力する時間の短縮や、入力ミスもなくなり、想像以上の作業の効率化を図ることができたので、令和6年度に追加でもう一台購入し、現在は2台体制で更に調査の効率を上げています。

今後も当組合では、電子輪尺を活用し、調査作業の効率を上げつつ、主伐を含めた集約化に力を注ぎ、事業量の拡大に努めていきたいと考えています。

購買品紹介



斜面の草刈りでも滑りにくい
スパイク付き長靴
スパイク付き地下足袋



よく切れると評判のチップソー
山林王・森林王・黒の牙
(9インチ・10インチ有り)

その他様々な林業資材を
取り扱っています。
お気軽に
お問い合わせください



◆ 名義変更手続き 及び 不明組合員情報提供のお願い ◆

令和7年3月1日より婦負森林組合より名称が富山森林組合に変更されました。組合員の皆様は、婦負森林組合発行の出資証券をお持ちだと思いますが、出資証券の差し替えはいたしません。従来の出資証券は有効ですので、そのまま保管ください。

今後、名義の変更などのお手続きをされる場合には、富山森林組合の出資証券を発行させていただきます。この場合、出資証券が無くても手続きは可能です。

○組合員がお亡くなりになった場合には、名義変更のお手続きをお願いします。

- 【相続変更】 ①相続による組合加入申込書
②出資証券（婦負森林組合発行のもの）
③認印

○生前譲渡される場合には、譲渡手続きをお願いします。

- 【譲 渡】 ①持分譲渡承認願 兼（加入・増資）申込書
②出資証券（婦負森林組合発行のもの）
③認印 譲渡人（旧組合員）
④認印 譲受人（新組合員）

○住所が変わった場合は、現住所をお知らせください。

○山林を売却された場合は、ご一報ください。

組合事務所に来ただけければ、すぐにお手続きをいたします。
希望される方は、所定用紙をお送りしますのでご連絡ください。



※不明組合員情報提供のお願い※

年1回「森林組合だより」を発行していますが、住所不明で返却される組合員数が年々増えています。組合理事・総代を通じて調査を行っているところですが、貴地区内の不明組合員の情報をお持ちの方は、情報の提供をお願いいたします。

ご不明な点は 総務指導課まで TEL: 076-454-5131

法務局からのお知らせです

令和6年4月1日から

相続登記の申請が 義務化されました！

不動産の相続を知った日から3年以内に手続きをしましょう。
相続登記はお早めに!!

お済みですか？



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



法務局がお役に立つ制度があります。ぜひ、ご利用ください。

あなたの大切な遺言書をお預かりします

**自筆証書
遺言書
保管制度**

法務省HP



遺言書ほかんガルー

相続した不要な土地を手放したい！

**相続土地
国庫帰属
制度**

法務省HP



本制度のお問合せは富山地方法務局登記部門まで。

富山地方法務局

076-441-0550

富山地方法務局魚津支局

0765-22-0461

富山地方法務局高岡支局

0766-22-2327

富山地方法務局砺波支局

0763-32-2361